

# (仮称) 都市計画道路 鈴鹿亀山道路の概要

## パブリックコメントの実施について

このたび、三重県は、地形、地質等の自然条件、市街地の形態や現況の土地利用、あるいは保全すべき自然環境、歴史的環境等の社会的条件を踏まえて、(仮称) 都市計画道路 鈴鹿亀山道路の都市計画の素案を作成しました。つきましては、この都市計画の素案におけるルート位置、名称、車線の数、幅員、構造形式、都市計画道路との接続等について、県民の皆さんからのご意見を募集します。

## ルート概要図



## 計画概要

- 名称 / (仮称) 都市計画道路 鈴鹿亀山道路
- 都市計画決定権者の名称 / 三重県
- 道路の種類 / 自動車専用道路
- 事業区間 / 起点：三重県鈴鹿市野辺町字上ノ長  
終点：三重県亀山市川崎町字下川原
- 道路延長 / 約10.5km
- 構造形式 / 嵩上式、地表式
- 車線の数 / 4車線
- 設計速度 / 80km/h

## 関連する都市計画道路の主な変更内容

- (都) 川崎下庄線 (国道306号)  
変更内容：起点の延伸
- (都) 鈴鹿中央線 (県道辺法寺加佐登停車場線)  
変更内容：幅員の変更
- (都) 加佐登鼓ヶ浦線 (市道庄野35号線)  
変更内容：起点の延伸
- (都) 北勢バイパス (鈴鹿四日市道路)  
変更内容：構造形式の変更

## 凡例

ルート概要図の凡例は、以下のとおりです。

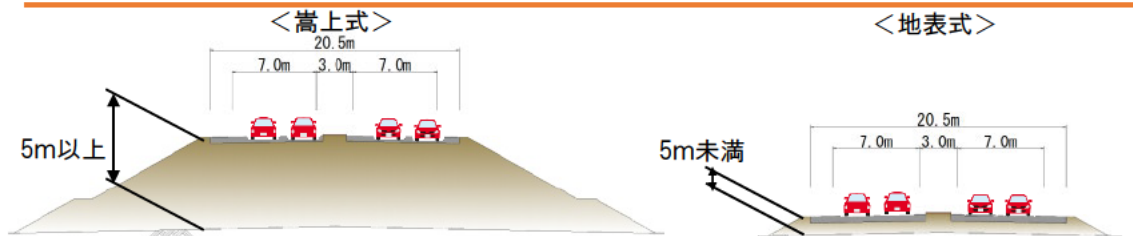
凡例(亀山都市計画図から引用)	
	第一種低層住居専用地域
	第一種住居地域
	工業地域
	工業専用地域

凡例(構造形式)	
	嵩上式
	地表式

凡例(その他)	
	病院
	埋蔵文化財包蔵地
	天然記念物

凡例(鈴鹿都市計画図から引用)	
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	準防火地域
	都市計画公園
	都市計画緑地
	地区計画

## 標準断面図



道路面が地表面から概ね5m以上高い区間を「嵩上式」といいます。

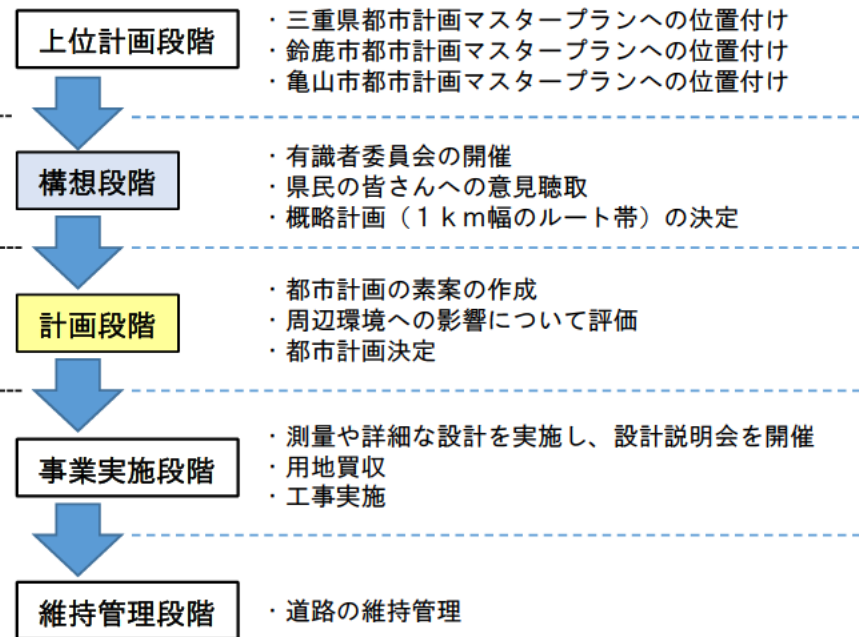
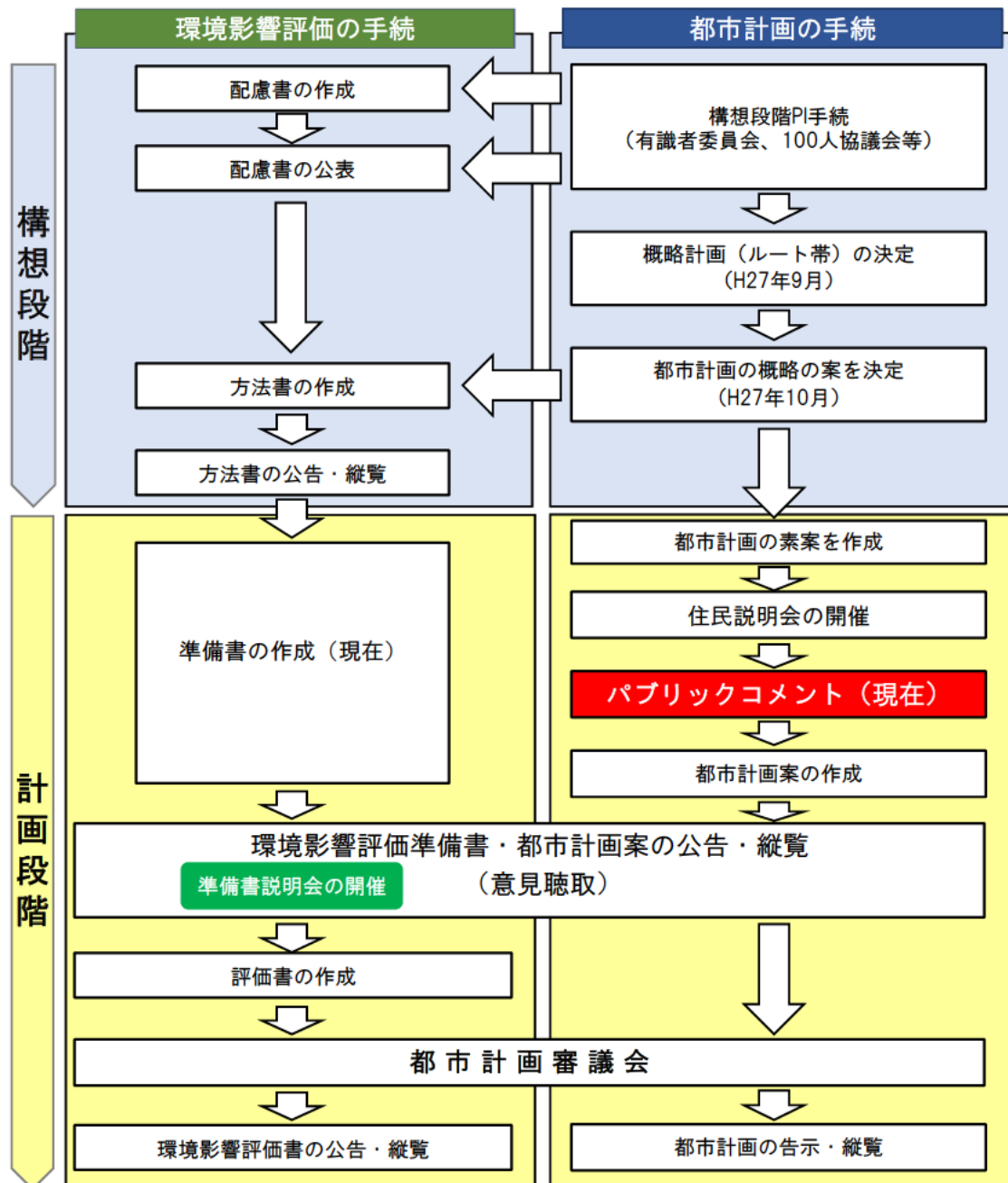
道路面が地表面から概ね5mより低い区間を「地表式」といいます。

※上の図は、盛土の場合の例であり、河川渡河部等では、橋梁となります。

# (仮称) 都市計画道路 鈴鹿亀山道路の都市計画決定について

三重県は、(仮称) 都市計画道路 鈴鹿亀山道路の都市計画決定に向け、環境影響評価の手法と都市計画の手法を実施しています。

## 計画、事業、管理の主な流れ



### ～参考～

- 都市計画とは
  - ・都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用や都市施設に関する計画をいいます。
- 道路の都市計画決定とは
  - ・都市計画に道路を位置付けることです。
- 都市計画決定されると
  - ・都市計画法に基づき、都市計画道路の区域内において、建築物の建築について、一定の制限が発生します。

これまで実施した構想段階の手法は、こちらからご覧ください。  
URL (<http://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500003576.htm>)

